## 議案第95号

南丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年南丹市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに
該当する者であって、都道府県知事又は地方	該当する者であって、都道府県知事又は地方
自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1	自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1
項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項	項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項
の中核市の長が行う研修を修了したものでな	の中核市の長が行う研修を修了したものでな
ければならない。	ければならない。
(1) 保育士	(1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認
	<u>定地方公共団体の区域内にある放課後児童</u>
	健全育成事業所にあっては、保育士又は当
	該認定地方公共団体の区域に係る法第18条

\_\_\_\_\_の資格を有

する者

(2)~(10) (略)

4 • 5 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、 利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、<u>事業</u>
<u>所</u> ごとに、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対する支援 の提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 • 3 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

<u>の29に規定する地域限定保育士)</u>の資格を有する者

(2)~(10) (略)

4 • 5 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、 利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げ る行為その他当該利用者の心身に有害な影響 を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、<u>放課</u> 後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対する支援 の提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。

2·3 (略)